

3 遺産分割

客員弁護士 二本松 利忠

Q3-1 遺産分割の方法

同居していた父が亡くなりました。相続人は長男の私と姉3人で、先日皆で集まって父の残した財産の遺産分割の話をしたところ、姉3人は多数決で決めようと言い出すなど、なかなか話し合いがまとまりません。このようなときはどうしたらよいのですか。

A3-1

遺産分割は、相続人同士の話し合いによる遺産分割協議によることが基本で全員の同意が必要となりますが、協議がまとまらないときは、家庭裁判所における遺産分割調停で、それでもまとまらないときは遺産分割の審判によって解決が図られます。

解説

被相続人が死亡して相続が開始すると、被相続人に属した財産(遺産)はひとまず相続人全員の共有に属することになる(民法898条)。これは一時的・暫定的な状態であり、この状態を解消して個々の財産を具体的に各相続人に分属させる手続が必要となる。この手続が遺産分割であり、次の方法がある。

1 遺産分割協議(協議分割)

遺産分割は、基本的には、共同相続人同士の話し合いによって行う(民法907条1項)。この話し合いを遺産分割協議といい、協議がととのった場合には、協議内容を記載し、各人が署名・押印をした遺産分割協議書を作成するのが普通である。この協議にはすべての相続人の参加と同意が必要であり、この要件を満たさない遺産分割協議は無効である。なお、分割協議の中で全員が合意すれば、本来は遺産分割の対象とならない預金等を含めて分割することもできるし、葬儀費用や遺産管理費用等の清算も遺産分割協議の中で一括して処理することができる(Q1参照)。

2 家事調停による遺産分割(調停分割)

遺産分割協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に調停を申し立て、裁判官1人と調停委員2人以上からなる調停委員会の斡旋・仲介のもと、相続人同士の合意による解決を図ることができる(家事事件手続法244条、別表第2の12)。調停分割において預

金等を含めて分割したり、葬儀費用等の清算を一括処理することができることは、分割協議と同様である。調停において合意が成立し、これを調書に記載したときは、その記載は確定した審判と同一の効力を有するとされる(同法268条1項)。なお、わずかな意見の相違により一部の者が合意しなかったり、調停期日に出頭しない相続人がいて調停の成立が図れない場合などには、調停に代わる審判(同法284条)によって解決できることがある。

3 家事審判による遺産分割(審判分割)

調停で合意に至らず不成立となったときは、家庭裁判所の裁判官が、当事者の言い分を聴いた上、提出された資料等に基づいて、審判で遺産を分割することになる(民法907条2項、家事事件手続法191条以下、別表第2の12)。ただし、この審判に不服のある者は即時抗告をすることができる(家事事件手続法198条1号)。

Q3-2 法定相続分等と異なる遺産分割

法律で決められた相続分というものがあるそうですが、これと異なる遺産分割をすることはできるのでしょうか。

また、父が遺言で「自分の財産については長男が2分の1、次男と三男は各4分の1ずつ相続する。」と定めていた場合、これと異なる遺産分割をすることはできるのでしょうか。

A3-2

協議によって遺産分割をする場合、相続人全員が同意するのであれば、法定相続分と異なる分割をすることができます。同様に、相続人全員が同意するのであれば、遺言で定められた相続分と異なる相続分による遺産分割をすることができます。

解説

相続分とは、要するに各相続人のもつ相続財産の取り分である。相続分は、原則として、被相続人の遺言による指定があるときはこれによって決められ(「指定相続分」。民法902条1項)、このような指定がなされていない場合に、民法の定める「法定相続分」(同法900条)によることになる。

しかし、遺産分割協議において相続人全員が同意すれば、指定相続分あるいは法定相続分と異なる割合の取り決めをすることも可能である。なお、調停分割も当事者全員の合意が基礎となっているので同様に解される。

Q3-3 非嫡出子(婚外子)の相続分

父が平成24年12月1日に亡くなりましたが、遺産分割協議はまだされていません。父は、今から20年前に妻と別居して私の母と暮らすようになって、私が生まれました。私は非嫡出子(婚外子)ということになります。前の奥さん(正妻)は既に亡くなりましたが、父との間に2人の子(嫡出子)がいます。父の遺産について、私はどのような権利を主張できるのでしょうか。

A3-3

嫡出子と同等の相続分を主張することができます。

解説

これまで非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分の2分の1と定められていたが(改正前の民法900条4号但書前段)、最高裁平25・9・4大法廷決定民集67巻6号1320頁は、この規定は憲法14条1項に違反して無効であるとした。これを受けて、平成25年12月5日に民法が一部改正され、前記規定は削除された(同月11日施行)。

この結果、平成25年9月5日以後に開始した相続については、嫡出子と非嫡出子の相続分は同一に扱われることになった(改正法附則による経過措置)。本件相続の開始は平成24年12月1日であるから、改正法は直接には適用されないが、上記大法廷決定によれば、平成13年7月以後に開始した相続で未だに遺産分割協議等により確定的な遺産分割がなされていないものについても、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等に扱われることになる。

Q3-4 唯一の財産の分割方法等

同居していた父が亡くなりましたが、父の残した財産は住んでいた家とその敷地くらいで、他にめぼしい財産はありません。相続人は、長男の私、嫁いで家を出た姉と妹の合計3人ですが、姉と妹はこの家と敷地を売ってその代金を分割するよう要求しています。しかし、私は、幼い頃からこの家で生活してきて愛着もありますし、他に住むところもありません。私がこの家と敷地を取得することはできないでしょうか。

A3-4

家と敷地を売却してその代金を相続人全員で分割する方法もありますが、あなたが単独でその家及び敷地を取得して、お姉さんたちに代償金を渡すという方法が考えられます。

解説

遺産を現実に分ける方法としては、①現物分割(現

物そのものを分ける方法)、②代償分割(共同相続人中のある者が特定の財産を取得し、他の相続人に対して相続分に応じた金銭を支払い又は債務を負担するという方法)、③換価分割(財産を他に売却し、その代金を分割する方法)、④共有分割(相続人全員又は何人かで相続財産を共有にする方法)などがあり、①の現物分割が基本であるが、遺産の内容、相続人の希望等を考慮して、現物分割以外の方法によったり、これらの方法を組み合わせる方法によることができる。

本ケースについては、①の現物分割によることは困難であり、②の代償分割の方法(長男が家と敷地の所有権を取得する代わりに、相続分に見合った価額を他の相続人(姉と妹)に支払うという方法)を選択し、代償金の額等について話し合いをして、姉と妹の合意を得るのが相当と考えられる。なお、代償金の支払は即時一括が原則であるが、姉・妹の同意があれば分割払とすることも可能である。

Q3-5 特別受益

父が亡くなりましたが、生前の父は私たち3人兄弟のうち、長男を特にかわいがり、長男の結婚時にはマンションを買い与えています。次男の私や妹にはそのようなことはしてくれませんでした。それなのに私や妹の相続分は長男の相続分と同じなのでしょうか。

A3-5

長男が被相続人(父)の生前に特別の利益を受けていたものとして、この受益分を相続財産に加えて、それぞれの相続分を算出することになります。

解説

相続分の算出をする場合、相続開始時の被相続人の財産が基準となる。しかしながら、一部の相続人が、被相続人から生前に遺産の前渡しとなるような多額の贈与を受けていたり、遺贈を受けている場合に、その点を考慮せずに遺産分割をすることは不公平となる。そこで、各相続人間の公平を図るため、その贈与又は遺贈された額を相続財産に加算して遺産分割をすることとされている(特別受益制度。民法903条)。

本ケースの不動産の贈与は、特別受益にあたると思われる。その場合、相続開始時に被相続人(父)が有していた財産にこの贈与の価格を加え(これを「みなし相続財産」という)、このみなし相続財産を相続人で分配することになる。なお、贈与を受けた財産の評価は相続開始時が基準とされる。したがって、贈与当時のマンションの価格が2000万円であったとしても、

相続開始時点の評価が1000万円であるときは、この1000万円を相続財産に加えることになる。そして、相続財産が2000万円であった場合、贈与分の価格を加えたみなし相続財産は3000万円となり、これを3人で分配すると、次男と妹は各1000万円となるが、長男は0円となる(相続分1000万円－贈与分1000万円＝0円)。

になる。

Q3-6 寄与分

母の死亡後、脳梗塞で寝たきりになった父は在宅介護を希望し、三女で末っ子の私が同居して付きっきりで面倒を見てきました。しかし、嫁いで家を出た長女と次女は、父の介護の手伝いはおろか、父の見舞いにも来たことがありませんでした。このほど父が亡くなり、相続財産として自宅不動産のほか預金がありますが、私たち3人の子の相続分は同じなのでしょうか。

A3-6

あなたの療養看護が「特別の寄与」と認められれば、その分が考慮されて相続分が算定されることとなります。

解説

相続人の中に、被相続人の財産の維持・増加に特別に寄与した者がいるときは、相続人間の公平を図るため、この寄与分を考慮して相続分の算定を行うという寄与分制度がもうけられている(民法904条の2第1項)。

療養看護を尽くした場合にも寄与分が認められるが、その要件は厳しく、「被相続人の財産の維持又は増加」に貢献したものであることのほか、これが「特別の寄与」と評価される必要がある。したがって、子が親の短期間の入院の世話をしたり、同居する親の日常生活の世話をするなど、親子関係に基づいて通常期待される程度の世話をしたくらいでは足りず、その者の手厚い療養看護により、ヘルパー等の第三者による介護や専門施設を利用せずに済み、その費用の支出を免れたなどの事情が必要である。また、療養看護が無償又は無償に近い状態でなされていたことが要件とされ、療養看護に従事した相続人が被相続人の収入に依存していたり、無償で家に住んでいた場合には寄与分が認められない可能性がある。

遺産分割の際、寄与分をいくらとするかは、寄与の時期・方法・程度、相続財産の額その他一切の事情を斟酌して決定される。寄与分は、共同相続人間の協議で決めることができるが、協議がととのわないときは、家庭裁判所における調停において、さらに調停が不成立の場合には家庭裁判所の審判により決まること